

セクシュアルハラスメント事案に係る

分科会の開催について

セクシュアルハラスメントを受けたことについては、職場における心理的負荷となる具体的な出来事の一つとして、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」のうち別表１「職場における心理的負荷評価表」に位置づけられているところである。

しかし、セクシュアルハラスメントについては、その性質から、被害を受け精神障害を発病した労働者の労災請求や労働基準監督署における事実関係の調査が困難となる場合が多いなどの他と異なる特有の事情があることから、より深く実態を把握した上で、精神障害の労災認定の基準の検討を行う必要がある。

このため、精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会の下、セクシュアルハラスメントを始めとする女性問題に詳しい法学、医学の専門家による分科会を開催して詳細な検討を行い、その検討結果を、専門検討会に報告することとしたい。

(参集者)

- 戒能民江 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
- 加茂登志子 東京女子医科大学女性生涯健康センター所長
- ◎ 黒木宣夫 東邦大学医療センター佐倉病院精神医学研究室教授
- 水島郁子 大阪大学大学院法学研究科准教授
- ◎ 山口浩一郎 上智大学名誉教授

(五十音順、◎印は専門検討会の参集者)

(検討事項)

- ・ 特に心理的負荷が強度のセクハラ的位置づけの検討
- ・ 「発病前おおむね6か月」とする対象期間の検討
- ・ 繰り返されるセクハラが評価しやすい方法の検討
- ・ その他運用上で留意すべき事項の検討